

淀川つつみ市

三十三

Yodogawa Bank Market
Minamo Jūsō
出店者募集説明

会社概要

会社名：株式会社RETOWN

所在地：大阪府大阪市生野区桃谷 5-5-37

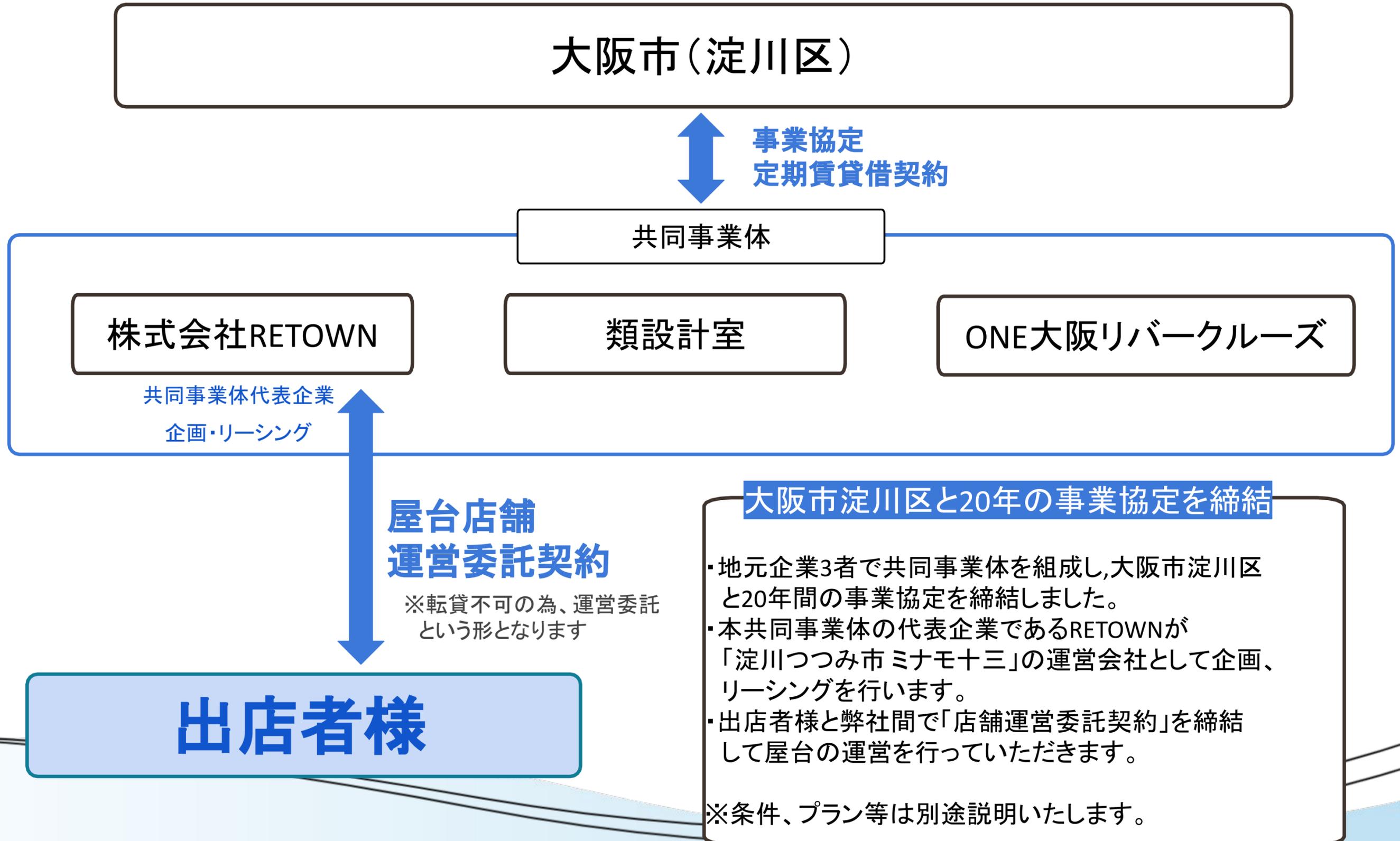
いくのパーク講堂棟 3F

事業内容：ローカルデベロッパー事業・外食関連事業

教育関連事業



事業体制



-日本一の屋台街-

博多屋台の歴史について

福岡観光の見どころにもなっている屋台街は、おもに福岡市・北九州市・久留米市にあり、特に多い福岡市では約100軒が営業しています。地元の人にも観光客にとっても、地元の味や文化を体験する貴重な機会となっています。

昭和中期～後期の最盛期には300軒以上あった屋台ですが、屋台による公道の汚れや悪臭の問題が多発したことにより、規制が強化され、一時は100軒以下に数を減らしました。

しかし屋台文化が「存続していくためのルール」が制定されたことによって、ルールの整備や屋台に係る人々の努力、新たなスタイルの屋台の登場等により、単なる食事処ではなく

「地域文化の象徴」として

地域の活性化や観光産業においても

重要な役割を果たしています。

福岡屋台の歴史

1945年～：戦後の混乱の中で、道路上に簡易な仮設店舗を設置して行うスタイルが始まる

1965年～：**最盛期**（多い時で300軒以上）

同時に

屋台の無秩序な道路使用や汚損・悪臭などに対して不満が高まり規制強化や廃止措置によって、**屋台文化自体の存続の危機**に

2011年：市長が「屋台を残したい。あり方を検討したい。」と表明屋台を残す方向への政策の方針が明示される

「屋台との共生のあり方研究会」を設置・市民意識調査を実施

2013年：日本で初めての屋台に関する条例の「福岡市屋台基本条例」制定

将来的になくなるはずだった屋台を維持するため公募制度が創設

2017年：新規公募で選定された屋台が営業を開始

現在：**明確なルール運用の元、新旧屋台が新たな形で賑わいを存続**

博多屋台の現状

現在

105 店舗

売上

22.9億円

(1店舗平均182万円/月)

経済効果

105億円/年

博多市の主な出店ルール(福岡市屋台基本条例)

- ・毎日設営・撤去 (占用時間は17時～翌午前4時)
※設営撤去料は4,500～5,000円/日
- ・屋台用の駐車場や別途 仕込み場が必要
- ・リヤカーベースの為、冷蔵庫等は屋台外に設置
- ・許可を受けた本人しか営業できない
- ・出店許可の継承は一代限り
- ・生ものの提供は禁止
- ・歩道にテーブルやイスなどを設置しない
- ・清掃の徹底(パセリ1枚も残さないように)

...等

違反すると契約解除される可能性も

それでも **出店 約2年待ち!**

時代の変化とともに、住民との共存のため、ルールは厳しくなったが、
今も地元・観光客両方に愛される博多を代表する食文化の発信源!

コンセプト

大阪の食文化の発信基地として 地元・観光客両方に愛される日本一の屋台村を目指す！

古くからの水運の要所・十三で事業を行い、十三エリアを楽しめる空間を創出



阪急電車3路線が乗り入れる十三駅に近く、地域の人から観光客まで気軽に立ち寄れる **小規模区画の屋台**と、
多世代で楽しめる**BBQ・自然体験教室・イベントスペース・舟運**により構成されます。

豊かな緑と水辺、太陽の光や風を感じられる開放的な空間から広がる賑わいや活気をつくり、

地域の人々の交流拠点となることで十三エリア一体の魅力を更に高めます。

つよみ①

圧倒的なロケーション・アクセス

本敷地は、阪急電車や舟運からの視認性が良く、太陽と風を感じる居心地の良い河川敷で、誰もが「行きたくなる」場所です。
私たちは、今後さらに広域から人が集まる十三の新しい玄関口として、にぎわいと豊かな自然を感じる顔を作ります。

また、淀川花火大会の打ち上げ場所も程近く夏にはさらに魅力的な場所です。



つよみ②

これからのまちづくりビジョン

▼阪急電鉄直通
大阪梅田駅 から 所要時間 約3分
↓
最寄り駅 十三駅 から 徒歩約5分

▼大阪メトロ御堂筋線 → 阪急電鉄
新大阪駅 から 所要時間 約8分
2031年 なにわ筋線 開通後には
関西国際空港 から 所要時間 約50分



阪急阪神不動産のタワーマンション、図書館、専門学校など、若い世代の流入に繋がる動きが活発に！
さらに、なにわ筋線の開通で、関西国際空港や新大阪駅とのアクセス性も向上。

若い世代やインバウンド客を中心に、さらに広域から人が集まる十三の、新しい玄関口としてにぎわいと豊かな自然を感じる顔を作ります。



堤防上の
屋台エリア、子供向けの自然体験教室、

河川敷・川辺の
大阪最大級のバーベキューエリア・イベントエリア、USJや
夢洲へもつながる船着き場(※国交省開発)など

それぞれをまとめて配置することで、にぎわっている様子が遠くからでも感じられる風景を目指します。

一般的な屋台の場合 ...

- ・毎日設営・撤去
- ・屋台用の駐車場や別途 仕込み場が必要
- ・リヤカーベースの為、冷蔵庫等は屋台外に設置
- ・露店営業のため、生ものや米飯の提供は禁止
- ・許可を受けた本人しか営業できない
- ・歩道にテーブルやイスなどを設置できない

今回のプロジェクトでは ...

毎日撤去の必要なし

※但し、行政指導に基づき移動させる必要あり

店内で仕込みが可能

コンテナ仕様の為、店内に厨房機器の設置が可能

飲食店として営業許可が取得可能

飲食店の設備を備えている為、生ものや米飯の提供が可能に

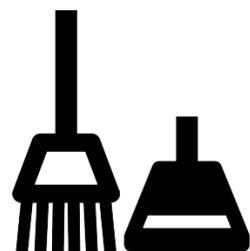
契約者本人でなくても営業可能

契約者が常駐営業しなくてもOK

屋台前に客席設置が可能

契約範囲内であれば、客席の増設もOK

出店者の主な義務



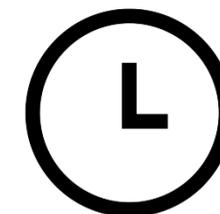
清掃の徹底

占有部・共有部の毎日の掃除の徹底。(※共有部については持ち回りで清掃が必要)



騒音注意

近隣に住宅街等もある為、ルール順守の徹底。



営業時間

近隣に住宅街等もある為、営業時間の厳守。



保険加入

指定の損害保険への加入必須。(売上金の紛失や盗難、物品破損等で、保険非適用の場合は自己負担となります。)



グリストラップ清掃

毎日の清掃の徹底。
共有部の配管などに損害があった場合は、原因となった店舗に修繕費をご負担いただきます。



入金

盗難・紛失防止や売上把握の為、売上金の入金の義務があります。
また防犯の為、監視カメラも設置いたします。

契約エリアについて

敷地面積

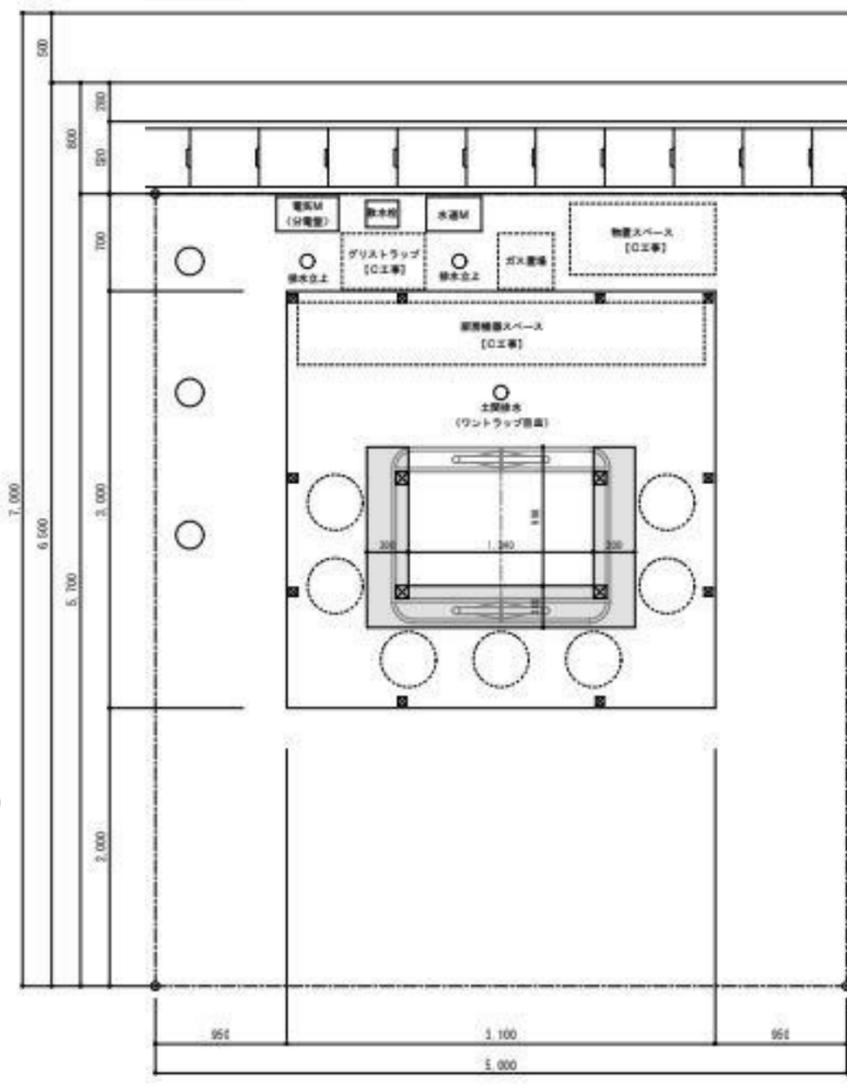
W 5000 × D 6700 = 33.5m²

屋台サイズ

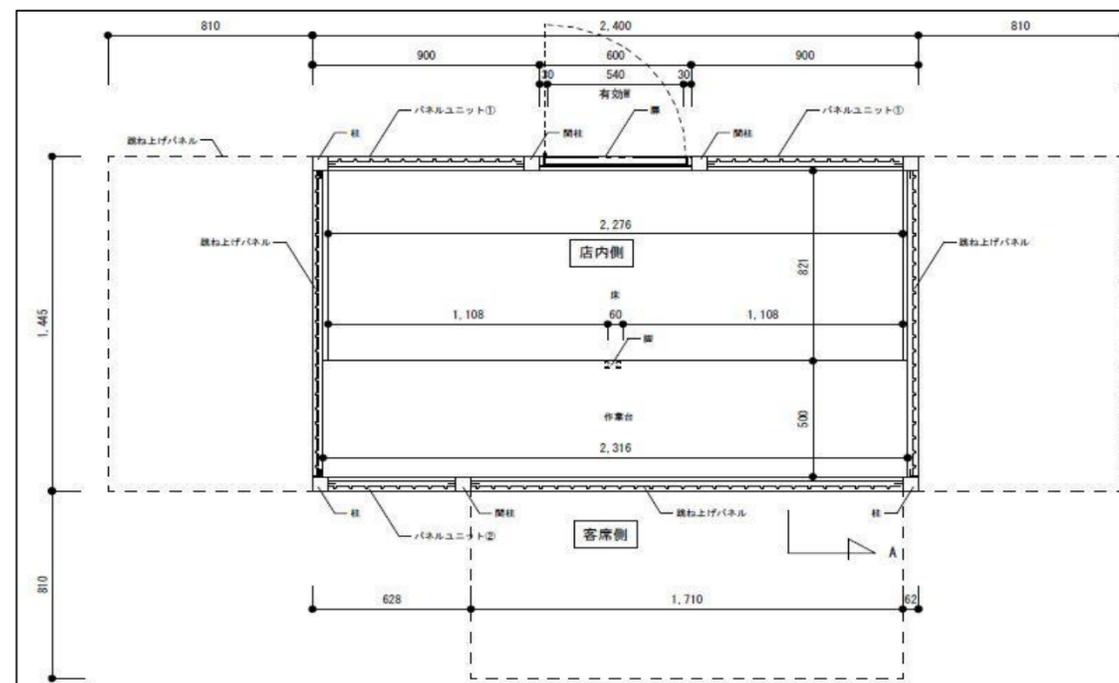
屋台A: W2400 × D1450

屋台B: W2400 × D2000

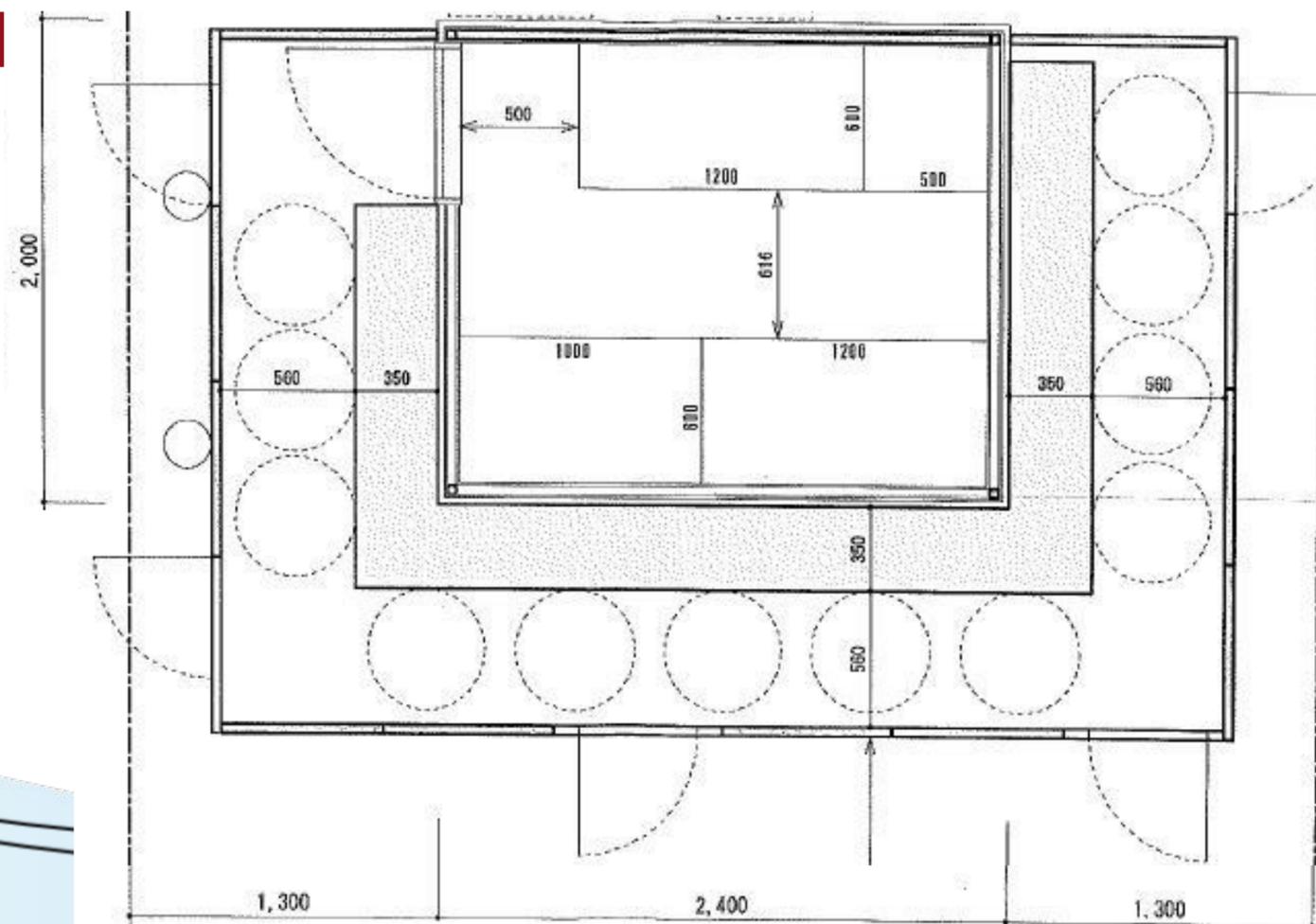
契約敷地



屋台A



屋台B



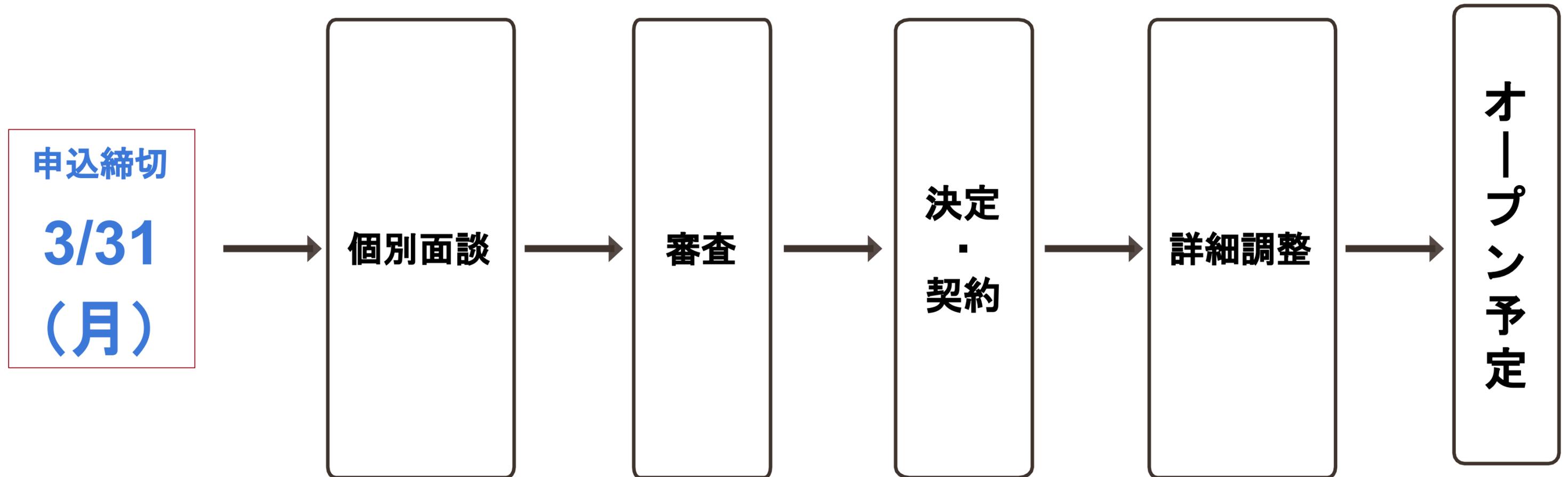
屋台イメージ



スケジュール

2025年1月～

4月～



申込方法

応募フォームへアクセス !!



<https://forms.gle/Mmp6nScKMBSGSWjPA>

申込締切

3/31

(月)